

政務活動費について

政務活動費とは、地方自治法に基づき、地方議会の議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として支給される費用です。

額や支給方法は、各自治体で条例により定められています。

もとは使途が調査研究に限られていた「政務調査費」でしたが、平成 24 年の法改正で名称変更されるとともに、使途も広がりました。具体的な使途としては、調査研究、研修、広報・広聴、会議、資料作成、資料購入、事務費などです。これらの活動にかかる交通費、宿泊代なども含まれます。

政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費などへの支出は認められていません。

政務活動費を充てることのできる経費の範囲

● 調査研究費

会派等が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

● 研修費

会派等が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費

● 広報費

会派等が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費

● 広聴費

会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

● 要請及び陳情活動費

会派等が要請及び陳情活動を行うために必要な経費

● 会議費

会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

● 資料作成費

会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

● 資料購入費

会派等が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

● 人件費

会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費

● 事務所費

会派等が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

《県内 14 市及び県の政務活動費の状況》

自治体名	政務活動費の額 (年額)	自治体名	政務活動費の額 (年額)
尾道市	36 万円	三原市	30 万円
広島市	360 万円	東広島市	30 万円
福山市	156 万円	竹原市	24 万円
呉市	60 万円	大竹市	21.6 万円
三次市	36 万円	江田島市	18 万円
庄原市	36 万円	府中市	12 万円
廿日市市	36 万円	広島県	420 万円
安芸高田市	36 万円		

尾道市では政務活動費の用途の透明性を高め、各会派の活動内容をより明らかにするため、収支報告書に加えて支出書と領収書、市外視察などの報告書を情報公開条例に基づく請求により公開しています。領収書については、1 円のものから全て添付することとしています。

報告書類は、議会事務局に請求すれば、どなたでも閲覧できます。

詳しくは、議会事務局庶務係
 (TEL 0848-13819371)
 までお問い合わせください。